



安心して働ける職場環境づくり

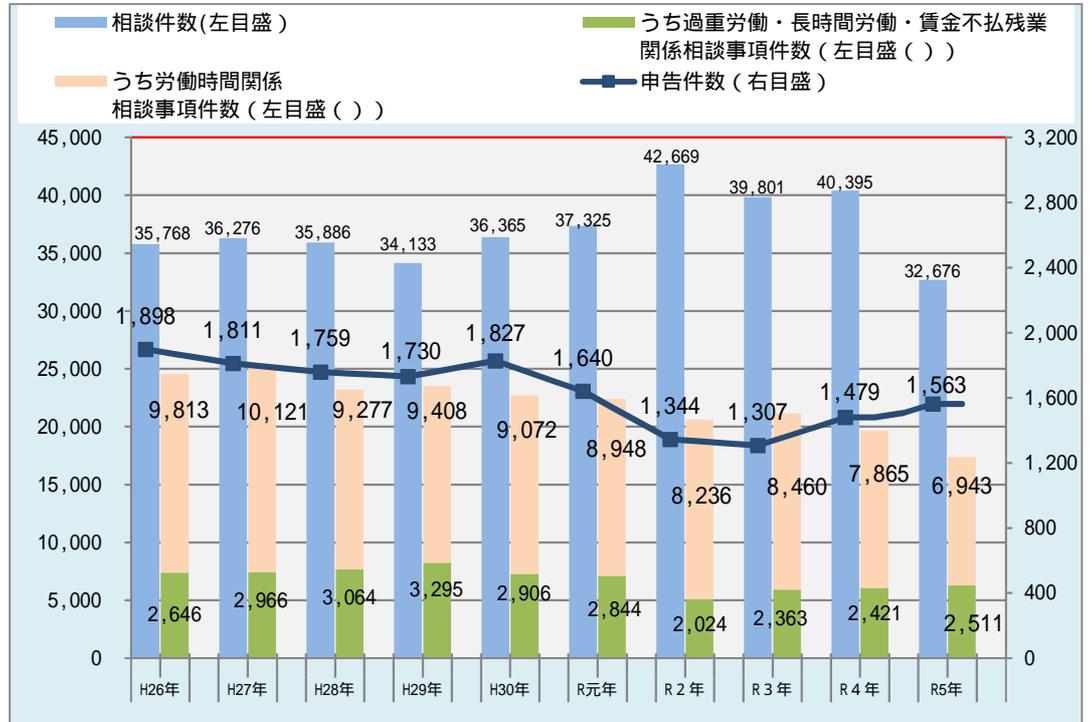
働き方改革における長時間労働の抑制、法定労働条件の確保・改善

監督課

- 1 時間外労働の上限規制 (件)
適用(いわゆる「2024年問題」)に対し、適切に対応します。
- 2 長時間労働の抑制を図るため、労働基準行政が一体となった過労死等防止対策に取り組みます。
- 3 中小企業、小規模事業者が基本的労働条件の枠組みを確立できるよう支援を行い、法定労働条件の履行確保を図ります。
- 4 労働基準監督機関としての権限を適正かつ斉一的に行使いたします。

申告・相談件数の推移

(件)



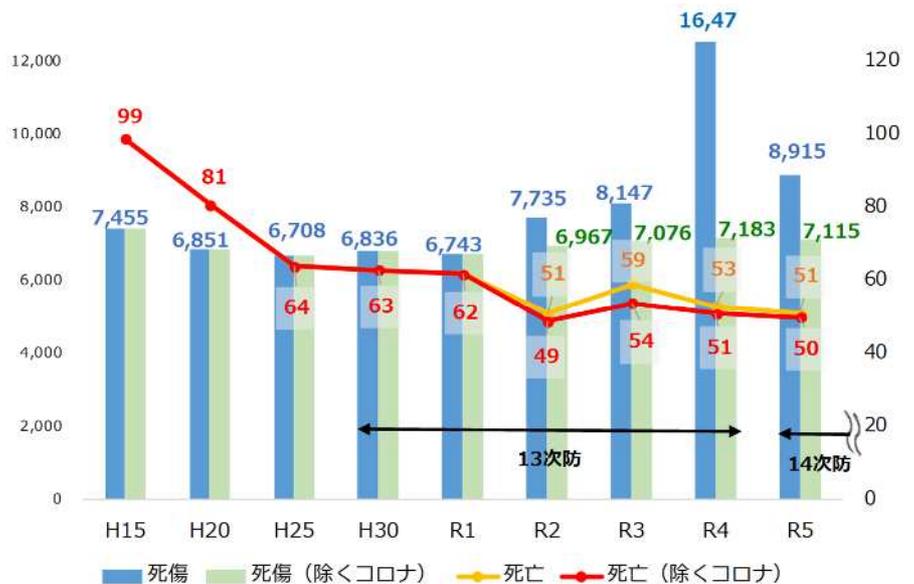
働く人の安全と健康の確保

安全課 健康課

- 1 第14次労働災害防止計画(2023年度~2027年度)に基づき、労働災害の大幅な減少に取り組みます。本年度は、
死亡者数を過去最少人数の49人以下とさせます。
休業4日以上の死傷者数を、令和4年と比較して減少に転じさせます。
- 2 「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」、「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「高年齢労働者の労働災害防止対策」を重点事項に掲げ、その増加に歯止めをかけます。

全産業における死傷者数の推移

(人)



(令和5年の数字は令和6年2月末速報値)

内容の詳細等については、北海道労働局労働基準部 011-709-2311 の各担当課・室(監督・安全・健康課、賃金室、労災補償課)又は各労働基準監督署までお問合せください。

北海道労働局 HP (<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/home.html/>)

メンタルヘルス取組状況（R6.2月末現在）

- 各事業場において、メンタルヘルス不調の予防など、メンタルヘルス対策の取組が実施されるよう、特定6業種（卸売業、小売業、金融業、教育・研究業、清掃業）を中心に取組を推進します。
- 化学物質、石綿、粉じんなどによる健康障害の防止に取り組みます。
- 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」等を通じて、暑さ指数（WBGT値）の把握・活用などによる熱中症対策の取組が促進されるよう周知・指導を実施します。

	対象事業場数	取組のある事業場数	取組の割合
特定6業種（30人以上）	4,888	3,705	75.8%
特定6業種（30～49人）	2,971	2,035	68.5%
全産業（30名以上）	13,601	10,615	78.0%

労災補償対策の推進

労災補償課

労働災害による負傷及び脳・心臓疾患、精神障害、石綿関連疾患などの業務上疾病について、認定基準を的確に運用し、労災請求の早期決定を行うとともに、相談者等に対しては懇切・丁寧な対応に努めます。

労災給付新規受給者数の推移（人）



脳・心臓疾患、精神障害及び石綿関連疾患に係る労災補償状況（件）



最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

賃金室

最低賃金の周知・徹底及び履行の確保を効果的に推進します。

最低賃金の件名	時間額（円）	効力発生日
北海道最低賃金	960	令和5年10月1日
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	996	令和5年12月1日
鉄鋼業	1,030	令和5年12月1日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	997	令和5年12月1日
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	990	令和5年12月1日

賃上げが可能な環境整備に資するよう、中小企業・小規模事業者には以下の支援を行います。

- 賃金引き上げ特設ページ
- 業務改善助成金
- 北海道働き方改革推進支援センター



賃金引き上げ特設ページ



業務改善助成金



働き方改革推進支援センターのご案内